

## 【調査の概要】

### 1 調査の目的

農林業センサスは、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査として、我が国の農林業の生産構造、就業構造及び農山村等の農林業をとりまく実態を明らかにするとともに、農林行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的としている。

昭和 25 年に始まり、5 年ごとに実施され、今回で 16 回目の実施である。

### 2 調査期日

令和 7 年 2 月 1 日現在

### 3 調査体系（農林業経営体調査）

調査の種類	調査の対象	調査の系統	調査の方法
農林業 経営体 調査	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者  ※試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く。	農林水産省   都道府県   市町村   統計調査員   調査対象 (農林業経営体)	調査員調査又はオンライン調査  (調査員調査は自計調査を基本とし、面接調査も可能)

### 4 調査事項（農林業経営体調査）

- (1) 経営の態様
- (2) 世帯の状況
- (3) 農業労働力
- (4) 経営耕地面積等
- (5) 農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況
- (6) 農産物の販売金額等
- (7) 農作業受託の状況
- (8) 農業経営の特徴
- (9) 農業生産関連事業
- (10) 林業労働力
- (11) 林産物の販売金額等
- (12) 林業作業の委託の状況
- (13) 保有山林面積
- (14) 育林面積等及び素材生産量
- (15) その他農林業経営体の現況

## 5 調査方法（農林業経営体調査）

統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。その際、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査（他計報告調査）の方法をとった。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

ただし、家畜伝染病の発生等に起因して統計調査員の訪問が困難な場合は、郵送により調査票を配布、回収する方法も可能とした。

## 6 集計方法

全国、都道府県別及び市区町村別に単純積み上げにより全数集計又は抽出集計を行い、統計表として取りまとめる。

## 7 数値及び記号の表示

### （1）数値

統計表の数値は概数値である。

また、統計表の一部において、数値を四捨五入しているため、総数とその内訳を合計したものが一致しない場合がある。

### （2）記号

表中に使用した記号は次のとおりである。

「－」：事実のないもの

「△」：負数又は減少したもの

「…」：不詳又は調査を欠くもの

「x」：個人又は法人その他の団体の秘密を保護するため、統計値を公表しないもの